特別史跡

大野城跡 Ⅵ

村上地区（第２次）・坂本口土塁発掘調査概報

1983

福岡県教育委員会

特別史跡

大野城跡 Ⅵ

村上地区(第2次)・坂本口土塁発掘調査概報

昭和58年

福岡県教育委員会

発刊のことば

この概報は，特別史跡大野城跡の環境整備の基礎資料を得るために，福岡県教育委員会が国庫補助を受けて，昭和57年度に実施した発掘調査の概要であります。

調査にあたっては，多くの先生方の御助言をいただき，また地元の方々には終始御協力をいただきましたことに対して，深く感謝の意を表します。

昭和58年３月31日

福岡県教育委員会

教育長　友　野　　隆

例　　言

1　本報は，「特別史跡大野城跡」における昭和57年度の村上地区建物跡と坂本口土塁の発掘調査の概要を記したものである。

村上地区（福岡県粕屋郡宇美町四王寺字村上）

調査期間　昭和57年９月６日～同10月20日

調査面積　350㎡

坂本口土塁（太宰府市大字坂本）

調査期間　昭和57年９月24日～10月20日

調査面積　90㎡

2　本調査の関係者は次のようである。

調査主体者

福岡県教育庁管理部文化課（課長　藤井　功）

調査担当者

大　塚　　健（文化課　技術主査）

長谷川　伸　弘（　〃　　主任主事・庶務担当）

横　田　義　章（九州歴史資料館　技術主査）

横　田　賢次郎（　　〃　　主任技師）

森　田　　勉（　　〃　　主任技師）

調査協力者　太宰府市大字坂本・松島ちえ子，宇美町教育委員会，同町四王寺地区，同町炭焼地区，太宰府市教育委員会

3　本調査に際して，九州芸術工科大学沢村　仁教授のご指導を得た。

4　本報告書の執筆は次の分担で行った。

村上地区（横田賢次郎），坂本口土塁（森田　勉），おわりに（横田義章），文献等（九州歴史資料館主任技師倉住靖彦氏），写真（同 主任技師石丸 洋氏），編集は全員で行った。

5　本報告書では調査で検出した遺構の個々を記号化し，建物（ＳＢ），土塁（ＳＡ），溝（ＳＤ）とし，その後に番号を付した。尚，遺構番号は今後は，主要遺構全てについて，発見順次付すこととしたい。（ただし，本書に掲載分はそのうちのごく主要なものである。）

7　村上地区のレベルは標高，坂本口土塁のレベルは，都合上当地にある「大野城史蹟」の石碑の基壇石上面を０ｍとしている。

目　　次

頁

Ⅰ　村上地区建物跡の発掘調査……2
　調査の概要……2
　遺　構……2
　遺　物……5
　まとめ……7
Ⅱ　坂本口土塁の発掘調査……8
　調査の概要……8
　遺　構……9
　まとめ……11
Ⅲ　おわりに……13
付　大野城関係主要史料・文献……17

挿図目次

頁

第1図　大野城全図……1
第2図　村上地区調査部分地形・建物配置図……3
第3図　同上　　ＳＢ096掘立柱配置図……4
第4図　同上　　ＳＢ095，096遺構図……折込み
第5図　同上　　ＳＢ096の掘方・柱穴断面図……5
第6図　同上　　ＳＢ096地点出土瓦拓影……6
第7図　坂本口地区地形実測図・トレンチ配置図……8
第8図　同上　　土塁Ａトレンチ実測図……9
第9図　同上　　土塁Ｂトレンチ実測図……10
第10図　同上　　ＳＡ130断面模式図……10
第11図　同上　　土塁線位置図……11

図 版 目 次

図版 1　（上）大野城全景（大宰府政庁から）
（下）同上　（水城側から）
図版 2　（上）村上地区全景
（下）同上　ＳＢ096, 095
図版 3　（上）村上地区　ＳＢ096
（下）同上　ＳＢ095
図版 4　（上）村上地区　ＳＢ096周囲の掘立柱穴
（下）同上　同上
図版 5　（上）村上地区　ＳＢ093
（下）同上　ＳＢ094
図版 6　（上）坂本口土塁Ａトレンチ，ＳＤ135，ＳＤ140
（下）同上　溝と土層
図版 7　（上）坂本口土塁Ｂトレンチ地山削り出し土塁ＳＡ130
（下）同上　同上
図版 8　（上）坂本口土塁Ｂトレンチ掘削痕
（下）同上　土層状況
図版 9　（上）坂本口土塁　旧推定土塁
（下）同上　調査地点下方に残る門礎
図版10　太宰府旧跡全図及び主要部図面

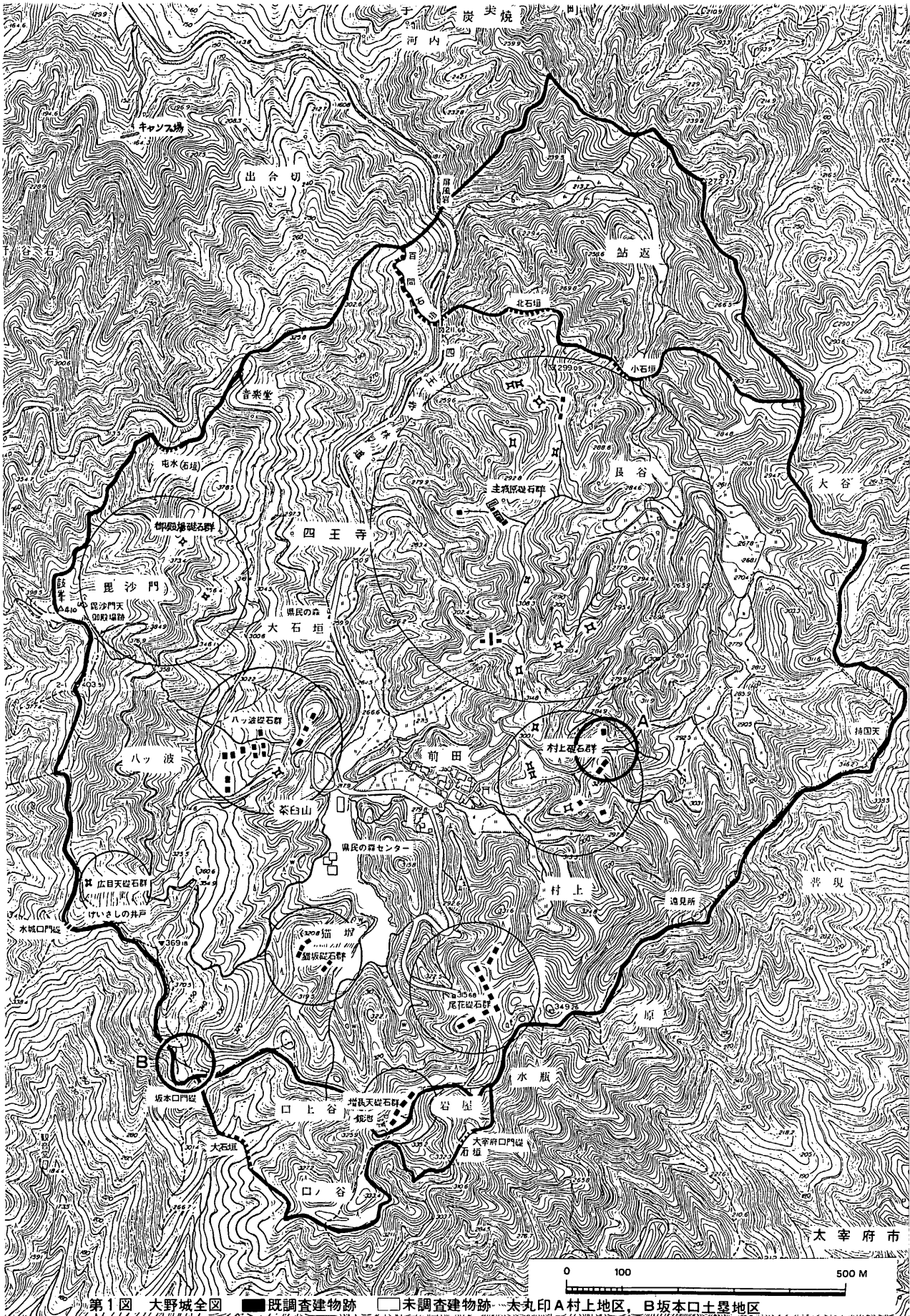

第1図　大野城全図　■既調査建物跡　□未調査建物跡　太丸印A村上地区，B坂本口土塁地区

Ⅰ　村上地区の発掘調査

調査の概要

村上地区では，これまで約10棟（1982年２月現在）分程の礎石建物跡を確認しており，昨年度（昭和56年度）に大野城跡第９次発掘調査として，そのうちの３棟分の礎石建物について調査を行った。

第９次調査の結果，３間×４間の礎石総柱建物跡２棟（SB903･904）と３間×５間の礎石総柱建物跡１棟（ＳＢ095）を検出している。

本年度は，ＳＢ095の北側部分を昨年度に継続して行い，第10次調査として実施した。ＳＢ095の北側地域の地表には礎石等の痕跡はみられないものの，建物１棟分以上の余地があり，建物の存在が当然予測されたが，期間等の制約から次年度の課題として残されていた。

調査の結果，SB095と同規模の礎石総柱建物１棟（SB096）を検出した。さらに，この建物の西北方に礎石７個（SB097）が残存しており，調査以前から既に確認されていたのであるが，現状から，残存状態が良好でないと判断されたので，発掘調査は行わず，今回は地形測量調査にとどめた。

そして，昨年度調査の折に，時間的な都合等により調査の及ばなかった，SB095建物の周囲を若干発掘調査した。ＳＢ095については，昨年度報告を行っているが，本年度調査のＳＢ096建物との関連もあるので，その調査結果についても，ここで若干の概略を併せて記しておきたい。

遺　　構

礎石総柱建物　ＳＢ095（第2･4図，図版2･3）

SB095･096建物が位置している地域は，他の３棟（SB093･094･097）に比べ，眺望のきく丘陵のほぼ中央部に位置し，占地にもやや余裕がみられる。SB095は３間×５間の南北棟の建物で，柱間寸法は梁行210cm（７尺）桁行210cm（７尺）である。建物の西南隅には原位置を保つ礎石２個が残存するだけで，他は後世に抜き取られ，掘り方と根石にその痕跡を留めており，また，南側では基壇の側石も残存していた。雨落ち溝は四周に検出されたが，東北部分では後世の削平のため明らかでない。溝幅は50～100cm，深さ20cm程度で検出された。そして，礎石建物の周囲で掘立柱掘方及びその柱穴を検出したが，これは先の八ツ並地区や増長天地区で知られているものと同様のものである。この掘立柱の性格については，未だ明確にはし得ていないが，四周の雨落ち溝に先行するものであることは以前のいくつかの調査例からも指摘されてい

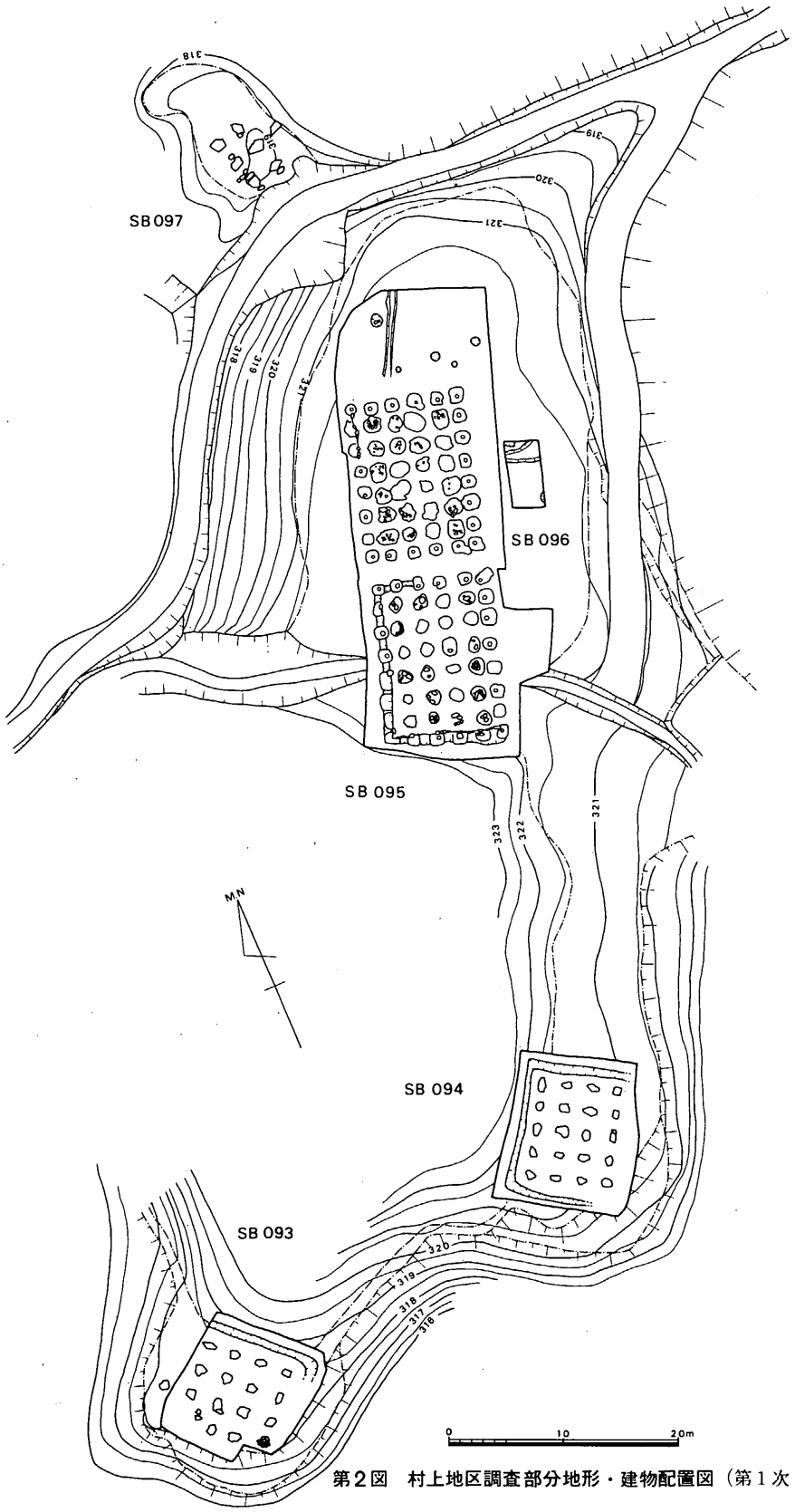

第2図　村上地区調査部分地形・建物配置図（第1次・2次分）

るとおりであり，今回の調査でも裏付けられた。掘立柱穴は，礎石建物の梁行・桁行にほぼ筋を通している。

以上は昨年度調査の大略であるが，今年度に行った，ＳＢ065の補足調査で，掘立柱掘方の外側に，径20～30cm前後の小ピット群を検出した。それについては次項のＳＢ096の調査分と併せて述べる。

礎石総柱建物　ＳＢ096(第２～５図，図版２～４)

SB095の北側に位置しており，桁行方向に柱筋を合わせて建てられている。その規模はSB095と同じく，３間×５間の礎石総柱建物である。礎石は全て抜き去られているものの，掘方および根石が残存しており，それらから考えて柱間寸法はＳＢ095同様，梁行・桁行ともに210cm（７尺）と考えて大過なかろう。

雨落ち溝は後世の削平のため検出できなかったが，礎石建物の周囲で掘立柱掘方およびその柱穴を検出した。これはＳＢ095と全く同様である。掘方は一辺120cm前後のもので，柱穴の残りも比較的良好で，柱位置を知ることができる。各掘立柱間寸法は210cm等間で，礎石間との距離はおおよそ180cm（約６尺）前後であるが，若干の出入りが見られる。

今回は雨落ち溝は痕跡をほとんど留めていなかったが，建物の西北部に一部基壇側石が残存しており，西側の掘立柱列の北から第２・３番目の掘方がその基壇側石の下に入っており，これら四周の掘立柱は明らかに基壇下，すなわち削平された雨落ち溝以前に作られたものであると判断でき，他地点での同様建物での所見と同様の結果を得た。

尚，これら礎石建物を取り囲む掘立柱掘方の外側に近接して，ＳＢ095と同様の小ピット群を検出した。これら小ピット群は各々の掘方個々に群在している。

礎石総柱建物ＳＢ097(第２図)

ＳＢ 096の北西に位置しており，ＳＢ095・096の占地する丘陵部から張り出した尾根の上に建てている。比高差は約2.5mでＳＢ097の方が低い位置にある。

現存する礎石は７個で，南北２間，東西２間が確認できる。現存の礎石から，柱間寸法は，210cmとはならず，かなりの端数が出てくる建物である。その全貌については，後世道路が作られ，又山崩れもあってとうてい知り得ないが，主礎石間に小礎石を配していることを柱間寸法などと勘案して推測するならば，昨年度調査した，ＳＢ093・094と同様の３間×４間建物であった可能性が強い。

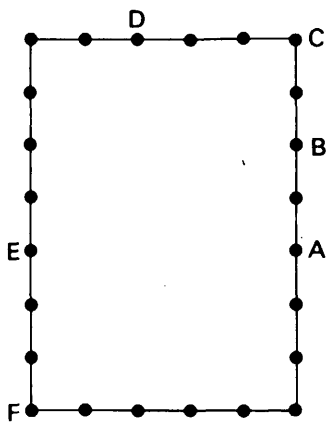

第３図　SB096 掘立柱配置図

礎石建物の周囲の掘立柱について(第３～５図，図版４)

礎石建物の周囲にある掘立柱掘方24個のうち10個について断面観察を行った。

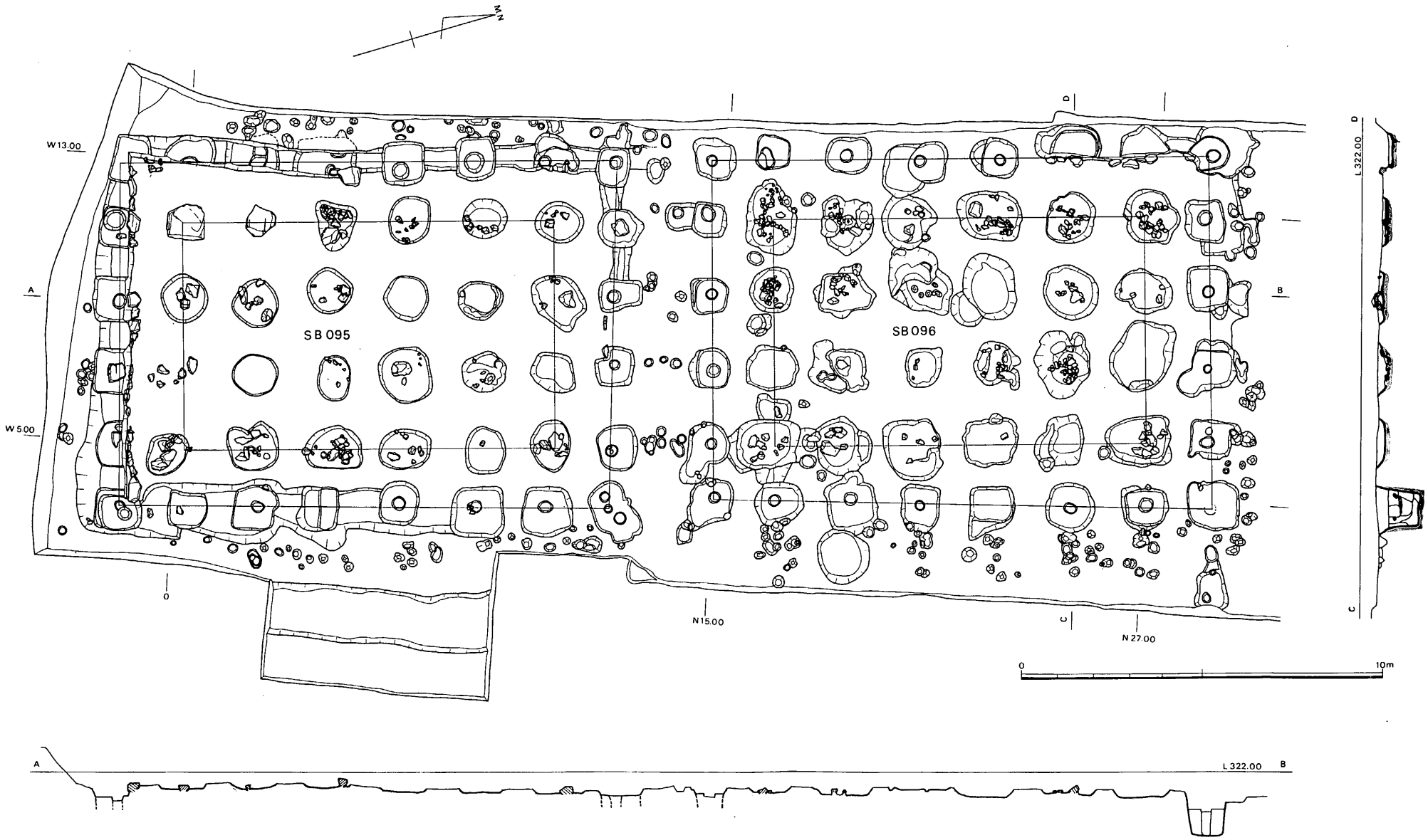

第4図　村上地区SB095・SB096遺構実側図

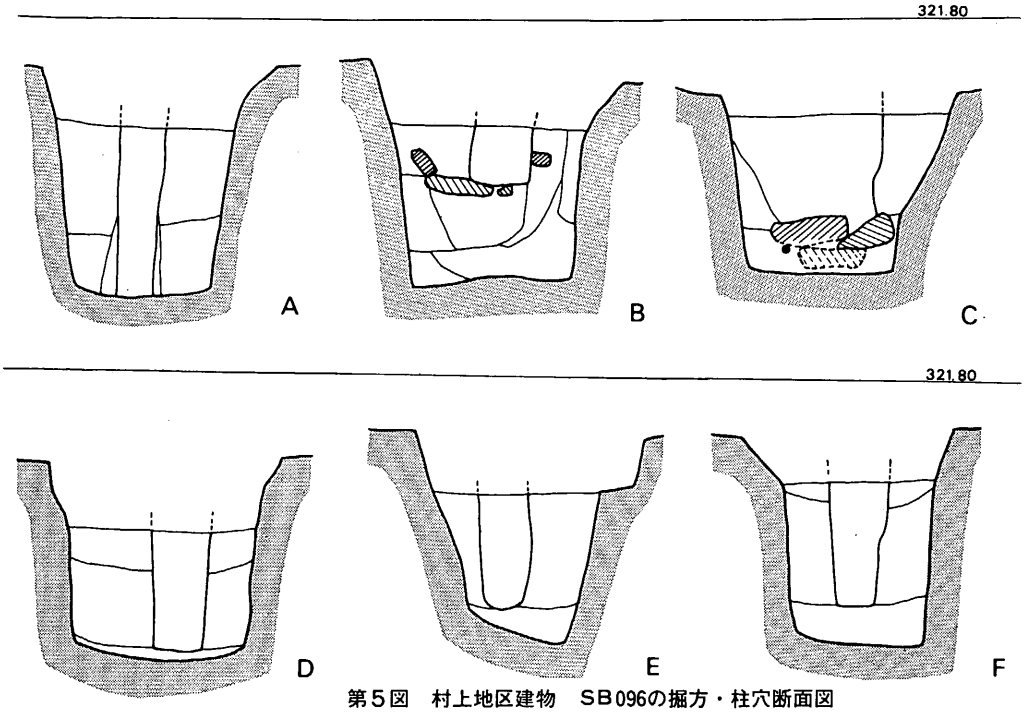

第５図　村上地区建物　SB096の掘方・柱穴断面図

掘方のプランは大略120cm前後のやや隅丸の方形を呈するが,掘削時に崩壊したためか，不整形になっているものもある。多くは花崗岩バイラン土の地山を深さ120cm前後掘削しており,柱は掘方のほぼ中央部に据えているものが多い。

10個の断面観察から,柱の据え方に3種類がみられる。①柱を掘方の底部に置くもの。②柱を掘方の底部より浮かし,礎板的に石を置く。③掘方の底部に若干土を入れ,その上に柱を置く,に大別される。(第５図参照)

Aは①に当るもので,柱を掘方の底部に密着させ,周囲に土を入れて固定する,B・Cは②に類するもので,掘方の底部にある程度土を入れた後,柱の沈下を防ぐため石を数個置いている。D・E・Fは③に類するもので,掘方の底部に土を置き,叩き締めた後柱を据え，土の厚さは様々である。

遺　　物

村上地区での発掘調査では，特に建物の建築時期やその性格を推定する手懸りとなるような土器・瓦等遺物は得られなかった。

多少の掘立柱等からの検出物があるものの，表土とその下，遺構面までの間の土層での出土が甚だ多く，内容的には瓦が殆どで，土器は数片のみである。瓦には軒瓦が全くなく，又，製作技法や時期判定の出来る如きものもない。しかし，その中に数片の比較的古期に属すと考えられる格子目叩き痕を残すものがあった。

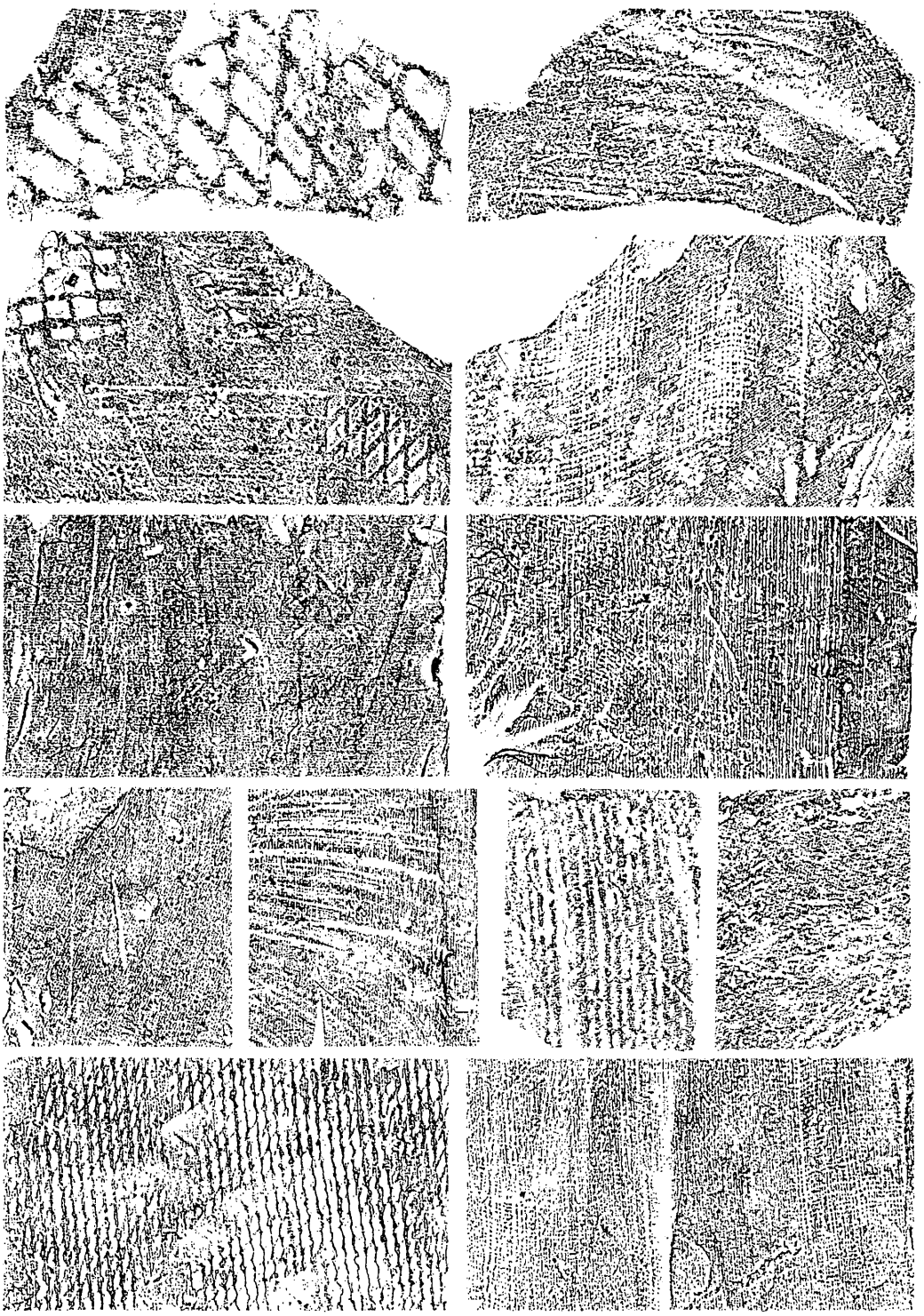

第6図　村上地区　SB096建物跡出土瓦

ま と め

昨年度および今年度の調査で,計5棟の礎石総柱建物を検出した。SB093・094・095についての調査成果ないし問題点については昨年度の報告に詳しく述べられているので，ここでは省略し，その後気付いた点を記して結びとしたい。

SB095とSB096が桁方向に柱筋を合わせて建てられていることは先に述べたとおりである。また，四周に同規模の掘立柱を有し，礎石根石の掘方の状況が全く同じであることから，この2棟については同一計画性のもとに，同時期に築造されたと考えて差しつかえなかろう。因みに，SB095とSB096の礎石建物間の距離は630cmで,総梁間長（210×3＝630cm）に等しい。このことは，既に指摘されている通り，何らかの基準が設けられていたことを示唆していると考えることもでき，注目される。

また,SB096の礎石根石掘方をみた場合，建物のほぼ中央部分に岩盤の筋が南北に走っており，その部分の掘り方は若干掘り凹めただけで根石も少ない。岩盤層が深い部分，とくに東・西側などは掘方も深く，根石の量も多い。これは礎石沈下を防ぐための配慮であろう。

次に礎石建物の周囲の掘立柱についてであるが，先に記した通り,柱間は210cm（7尺）等間で，礎石建物の梁・桁筋に合せたものである。しかしながら礎石と掘立柱間の距離は，おおよそ180cm（約6尺）であるが,若干の出入があるため柱位置を結ぶ線は方形にならず，若干いびつな形状を示す。いま，SB095の東南隅の柱穴とSB096の東北隅の柱穴を結ぶと，柱穴のいくつかは必ずしも同一線上にのらないが，このことは建築の構造上さほど影響がなかったとも考えられる。

また，礎石建物と周囲の掘立柱との時期的前後の関係については，礎石建物に伴う雨落ち溝との切り合いから，掘立柱が先行するものであるが，これは，今次調査で検出したSB096でも明らかであった。この基壇築成が礎石建物の建て替えを意味するのか，あるいは全く別の，何らかの修復であったのかは現在不明である。

さらに，SB095・096の掘立柱掘方の外周に検出された小ピット群の性格については，建築時点等における作業に必要な，いわゆる足場穴的なものであったかと考えられる。

なお,SB097建物は，現地勢上，及び,礎石の残りも少ないので,つまびらかにはできないが,尾根の最末端部にあることや，旧地形を考えても狭い立地条件であったことなどからも，やはり，3間×4間建物であったと考えるのが妥当なのであろう。

（後に付した諸論文・報告書を参照されたい）

Ⅱ　坂本口土塁の発掘調査

調査の概要

大野城跡第11次調査は坂本口城門推定地域の土塁を調査の対象とした。これまでの大野城での調査は計画的には建物跡のみ集中的に行い，土塁線の調査は過去数回実施しているものの，いずれも道路工事に伴なう地形実測や断面観察であり，十分な調査を実施しえなかった。そこで，今後は土塁の構造やそれに伴う施設等（望楼など）を追求することを重要な課題と考え，その初年度計画として，本年度は南西部の外郭土塁と内郭土塁が接すると推定され，又，坂本口城門跡とも推定されている地域を選定し，今後の手掛りを得るための予備調査とした。これは，両土塁の接続地点が推定の域を出ていないことや，この地域が望楼的な建物を配するに足る眺望のよい尾根に当っていること等の理由からであった。

調査の結果，地山整形をした土塁の一部（基底部か）と，溝を伴う土塁の屈曲部を検出した。後に述べるようにこのことから，昭和47年発行の大宰府史跡平面図（大城山）に記された土塁推定線の一部を変更せねばならないこととなった。又，尾根上には，建物等何らの施設も確認できなかった。

なお，坂本口門礎は，当該調査地域から南へ約

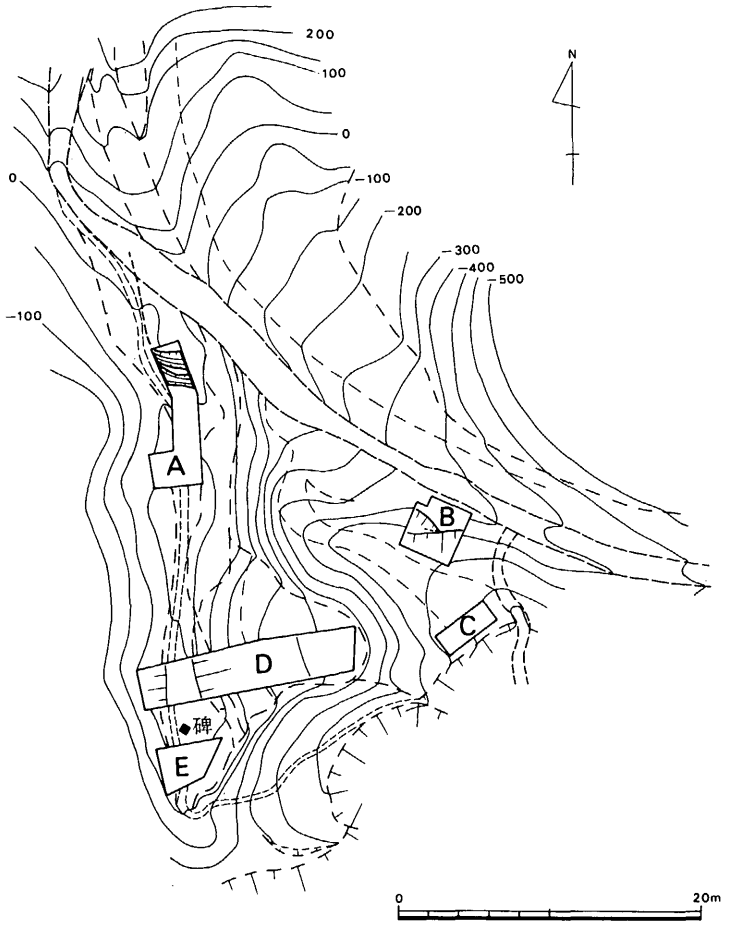

第7図　坂本口地区 地形実測図・トレンチ配置図

50m の地点に１個原位置を動いて残っている。後述するが，文化三年（1806）の古図「大野城太宰府旧跡全図北」には２個描かれており，この図を考慮すると，現存門礎付近に城門が開かれていたと推察される。(註１) そして，この門礎の付近を外郭土塁が走り，本年度調査区の東端近くに至って内郭土塁と接合することが，十分予想される。この接合すると予想される地域の調査は今後必須の課題である。

遺　構

Ａトレンチ（第７図）

南北に延びる尾根上の北部に1.8m ×9.0m の屈曲するトレンチを設定した。その結果，トレンチ北部で溝２本を検出した。それらには先後関係が認められ，ＳＤ135がＳＤ140よりも古い。他に，トレンチ南部西側に石組らしきものが露出していた。周知のように大野城には経塚が多数営まれていたので，これもその一部かとも考え，トレンチ西側を拡張し調査したが，これは人為的なものではないことが明確になった。

ＳＤ135（第８図，図版６）

南北の尾根は北から南へやや下るが，一旦南へ上る部分がある。このもっとも低い部分に溝が掘削されており，このＳＤ135は幅1.2m，深さ1.0m のＵ字形を呈し，北へ向けて屈曲する。毘沙門天に通じる道路には，この溝の肩が認められ，急激に屈曲していることがわかる。

ＳＤ140（第８図，図版６）

ＳＤ135の埋没後，新たにこの溝が造られる。幅0.85m，深さ 0.6m で，ＳＤ135と同様に北へ折れ曲がる。

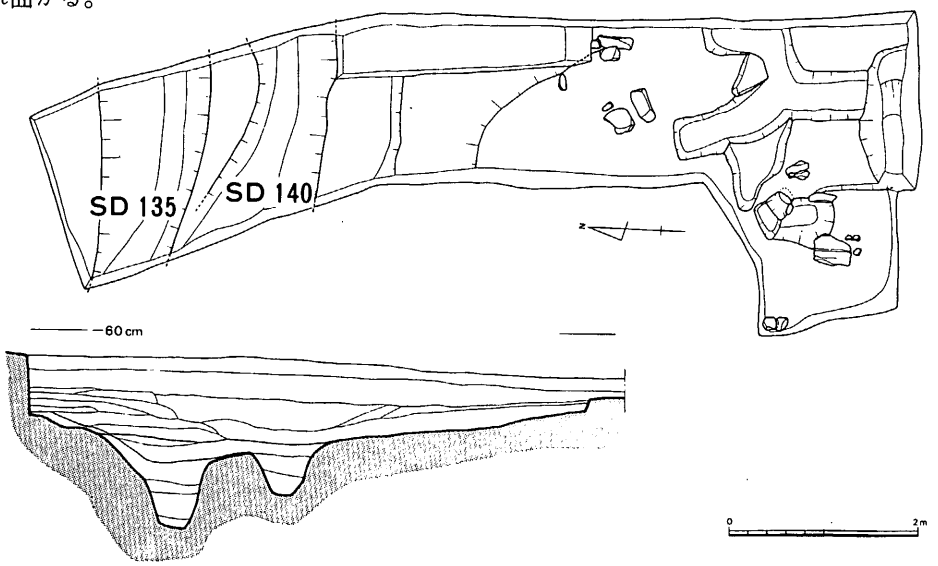

第８図　坂本口土塁Ａトレンチ実測図

Bトレンチ（第７図）

3.8m ×3.8m のトレンチを設定し，深い部分で地表下２ｍまで調査をした結果，土塁線の一部をを検出した。

ＳＡ130（第９・10図，図版７・８）

上面を平坦に削り，南側部分を急激に傾斜するように「鍬」状工具で削ったかと見られる痕跡がやや不明瞭ながら随所で観察された（図版７）。

最上部である１段目は高さ1.35m，傾斜角度73°程で，２段目は1.0m，35°程，３段目はトレンチ端部（最深部）で一部を検出しただけであり，正確な数値は求められないが，約53°を測る。この削り出し斜面の上面は北に向って約2°の角度で徐々に上るが，その面には凹凸がなく，平坦である。南側斜面をあまりに急角度で削り出したためか，又，岩質のためであろうか，西側の一部は大きく崩壊し，また，岩盤を急激な角度に削り出し，その上に版築を行い，土塁としたのか，岩盤での平坦面だけであったのかは不明である。

尚，３段目も一部崩壊していた。

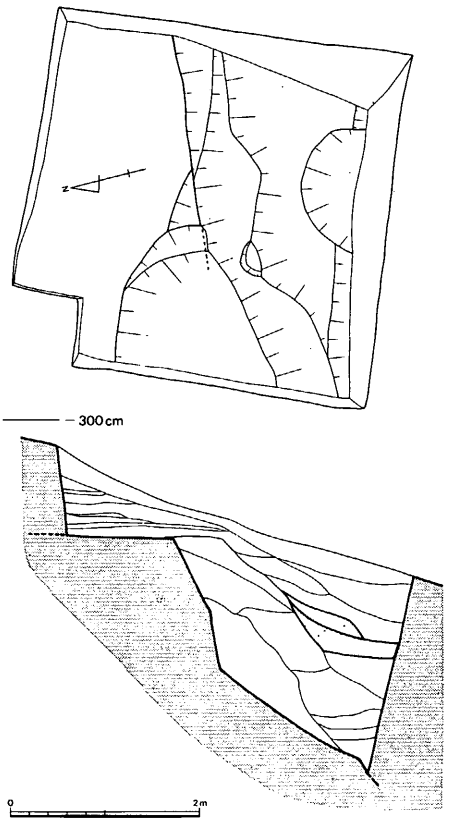

第９図　坂本口土塁Ｂトレンチ実測図

土　層

南斜面の土層は大きく上・下２段に分けられる。下層は黄色粘質土を主とし，各層の形成も大きく，短期間のうちに埋まったかのようである。上層の最下部には黒色土の堆積があり，下層堆積後かなり長期間にわたって凹みを成していたと思われる。

前述した平坦面の上には黄色砂質土層，黄色砂質土層や黒色土層が互層となり，一見版築状にみえるが，南側斜面の埋土上にこれが延びるため後世の堆積であると判断された。このような堆積状態は雨水が流れる道路によく見られる現象でもあることから，この部分はかつて道路として使用されていたと考えられる。このような版築状の埋土は，Ａトレンチ北部にも見られ，また，昭和46年調査の増

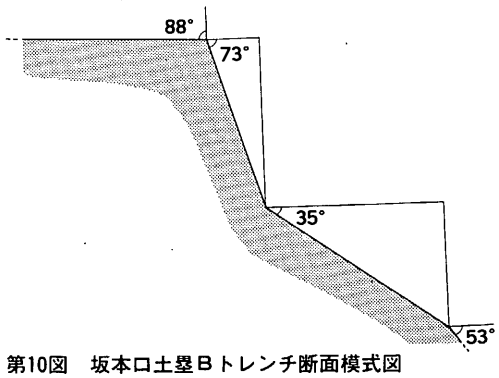

第10図　坂本口土塁Ｂトレンチ断面模式図

長天地区東側の通路にもあった。

Cトレンチ（第７図）

昭和47年作成の地図に記された土塁推定地に1.5m ×4.0m のトレンチを設定した。深いところで，地表下１ｍまで掘り下げたが，軟質の黄赤色砂質土層で，地山面まで達しなかった。周辺の地形やBトレンチの状況からここまで谷が入り込み，また埋土の状況からここには土塁は通りえないと判断した。

D・Eトレンチ（第７図）

尾根上に平坦な面があり，望楼等の施設の可能性があるため，３ｍ ×14m の東西トレンチ（Dトレンチ）とこのトレンチの南にEトレンチを設定した。しかし，表土直下は花崗岩のバイラン土で，何等の遺構もなかった。

ま と め

今回の調査により，推定土塁線の一部変更が生じてきた。それにより，ここでは土塁位置の変更とそれに付随する坂本口門礎の位置について先学の成果を集約し，まとめとする。

近代的地図を用い大野城跡土塁線の復原を行ったのは島田寅次郎氏によるものが最初である。(註２) 今回の調査地域の土塁復原は，今回検出した土塁基部と同一の位置にある。城門礎については，「……坂本道と称する道路あり，……此道筋の頂上に二個の門礎残りし由なるも，一ケは顚落所在を失い一個は現存す。」と氏は記し，往時２個の礎石が残っていたとの伝えを述べている。次いで鏡山猛氏は大宰府の総合的研究を著し，その一部として大野城の土塁の復原を試みている。(註３) ここで初めて大野城南側外郭土塁の存在が示された。それは大宰府口門礎付近から大石垣に延びていく土塁の存在確認であった。この

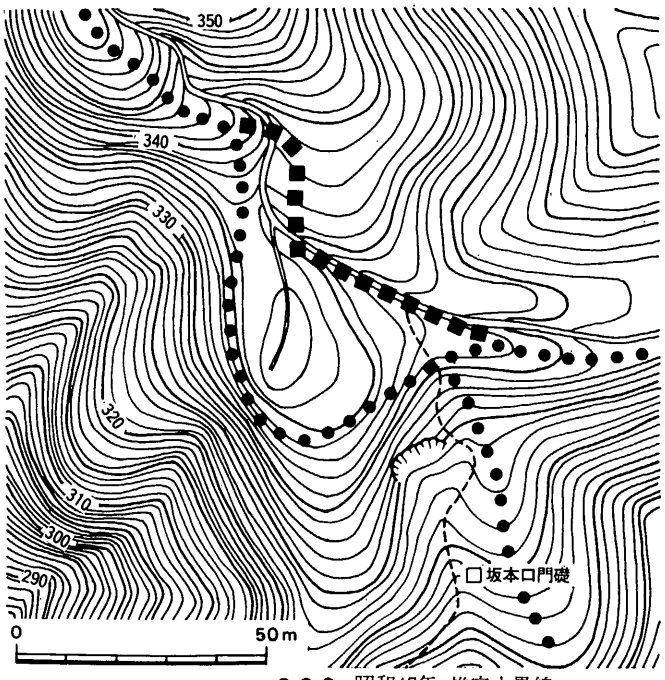

第11図　土塁線位置図

鏡山氏復原案をもとに福岡県教育委員会は大石垣以北西の探索を重ね，昭和47年の大宰府平面図（大城山）に記された復原案とした。

今回調査の成果をもとに，この3者の提示をみると，内部土塁に関しては島田，鏡山両氏復原案の方が妥当であり，県教委復原案は再考を要することとなった。一方，外郭土塁の存在を提示したのは鏡山氏が最初であったが，大石垣から西北部分にかけては復原は成されていなかった。県教委案では，この欠落部分の復原がなされ，現存坂本口門礎の東側を通り，本年度調査域の西端部に接続するように図示した。ここで問題になっているのは現存門礎が大きく原位置を移動しているかどうかである。仮りに大きく動いているとすれば，この復原は充分な根拠を失することになる。そこで，この付近に一対の礎石がかつては存していたのかどうかの検討が必要である。先述したように島田報文では1個は確認しているが，他方は伝え聞きであり十分ではない。

この問題に対して重要な手掛りを得ることとなったのは，1979年の「太宰府旧跡全図」の再発見であり，これを再発見した一人である高倉洋彰氏は，この地図の原本が描かれたのは文化三年（1806）であることを明らかにした。この図を詳細に観察すると大宰府政庁の背後から大野城に登る道が描かれ，それを「サカモト道」(註4)としている。この「サカモト道」を登ると内郭土塁に達するが，この土塁の下方に一対の礎石が「門ノ石スエ」として図示されている。この地図の描き方の正確さを考慮すると，文化三年には礎石が二個揃っていたことになる。これと島田氏報文とを考え合わせると，現存礎石は原位置を遊離しているにしても大きく移動していないといえる。門礎があまり移動していないとなれば，外郭土塁はこの付近を通ることになり，県教委提示のように復原されることとなる。

先学の成果を要約すると以上のようになり次年度以降は，内郭土塁の規模および外郭土塁の確認作業が必要となってこよう。

註

1　高倉洋彰「再発見された「太宰府旧跡全図」(上)・(下)」(『ふるさとの自然と歴史』第101・102号) 1979，高倉洋彰「古図に現れた大宰府」(『仏教藝術』146号) 1983

2　島田寅次郎「大野城址」(『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書第二輯』) 1926

3　鏡山猛「大野城」(『大宰府都城の研究』風間書房) 1968

4　註1と同じ

Ⅲ　おわりに

1　村上地区を中心とした若干の問題等

村上地区の第一年次（昭和56年度）の調査についてはすでに『大野城跡調査概報』Ⅴで報告した。本年度調査については，現在までの予定では建物群調査としての終年に当るものとなっている。

昭和48年度，最初の建物跡発掘調査以来10年度目に当る事業であり，これまでに地元並びに各方面の方々の誠意あるご協力に心から感謝するものである。

本年度，村上地区での調査は，昨年度に引き続き行ったもので，今回新たに，前回調査建物ＳＢ095の周辺調査を行い，多くの小ピット群を検出できたので，先に併せて略述した。

大野城の建物の全体的な位置関係については，後の付の諸論・報文でも述べられているが，ここでは村上地区での２回に亘る調査を中心に多少のまとめを行っておこう。

昨年・本年と２年次にわたる調査で得られた主要資料は既に述べた如く，礎石総柱の３間×４間建物３棟（ＳＢ093，094，097）と，同３間×５間建物２棟（ＳＢ095，096）である。この他に，村上地区では４～５棟の建物の存在が想定できる。

大野城跡全体での建物群の中において考えたばあい，村上地区での二種類の規模の建物の在り方は，かなり端的にさまざまな相違を見せているように考えられる。それは，一つの小山を取り囲んだ状況で両者が存在することであり，これに若干似た状況は主城原地区で見られるものの，主城原地区での各建物群の存在する面積は広大・且つ分散的で，村上地区の如く，比較的小面積に両者が存在するものとは異なる。

村上地区で調査した建物のうち，まず問題にすべきは両者の占地条件であろう。ＳＢ095，096の２棟の建物は，すでに，その時期を大野城の第Ⅱ期に作られたものと想定し，周囲の掘立柱を両落ち溝として改修した以後を第Ⅲ期と考えた。そして，３間×４間の礎石建物は，大野城での建物中では最も新しい一群に属すものと考えている。

冒頭で述べたように村上地区は小範囲であり，それら建物の異質点がかなり明確に呈されていると思われる。例えば第Ⅱ期（Ⅲ期）の（ＳＢ095，096）が尾根中央部にかなり広い余地ある占地をするに対し，第Ⅳ期としているＳＢ093，094建物は，後世の地崩れなど勘案したとしても，３間×５間建物より１間分縮めた３間×４間建物がようやく立地できる程度の占地をしている。そして前者（ＳＢ095，096）が同時に規格的に造られていると考えられるに対し，全く，別の地点に，建物方向柱間寸法も異なって造られていることを指摘でき，又，ＳＢ097建物も単独であり占地条件も必ずしも良好でない，というよりむしろ悪条件ということすら考えねばなるまい。なぜならば，ＳＢ096との間には広い空間があったと考えられ，これを故意に避けている

ように推定ができる。そこで，第Ⅱ，Ⅲ期建物は，建物の周囲に空間地帯及びそれに伴う道路敷等が計画されたと考えるのは如何なものであろう。この推定は，他の地点での3間×5間建物が，群在性と規律性を有すること，及び占地が広いことと合致し，3間×4間建物のばあいには，それらの点では逆の状況を呈することとも一致する。

もちろん両期建物共に斜面造成などするにしても，広場及び道路付き建物としての造成と，ただ一棟を建るだけとの造成の相違は各地点建物で見られる。村上地区ＳＢ095，096（第Ⅱ，Ⅲ期建物）と同様の占地等の条件の建物は，増長天，八ツ波，尾花各地点にあり，又，主城原地区にも存在する。

今占地等についてのみ述べたが，占地と共に重要なことは，第Ⅳ期建物（ＳＢ093，094）で報告されているように，占地条件の悪い第Ⅳ期建物のばあい，その条件に合わせて柱間寸法を7尺より大小に端数調整をしたと推されることで，悪条件を如何に最大限に生かそうかといった努力が払われていた可能性がある。3間×4間建物の主礎石間に小礎石が配される理由には，こうしたことも併せ考慮する必要があろうかとも思われる。

次に，第Ⅱ期建物としている，周囲に掘立柱を持つ3間×5間建物であるが，現在までに8棟発見しており，うち主城原地区での1棟を除き，増長天地区では3棟，八ツ波・村上両地区では2棟がそれぞれ桁方向を揃えて並立している。それから推して，3間×5間建物で桁方向が並立するもののうちには，まだ他に周囲に掘立柱を有する建物が存在する可能性がある（例えば，主城原，村上，尾花各地区）。更に言えば柱間寸法が7尺を殆ど前後しないものについて特にその可能性が生じて来よう。

村上地区には桁行方向を揃える建物2棟はもう一ヶ所あり，更に，その周辺にかなりの面積の平地が広がっている。このことは，もちろん調査後に判明することではあるが，前述した周囲掘立柱建物や，更に単なる掘立柱建物の存在も予測してよいかと考えられる。

鏡山猛氏は以前，四王寺集落からやや上方で，瓦が多く採集されると述べ，この地域の重要性を指摘されたが，今回調査した村上地区の一部はその道筋のすぐ脇の崖上であり，筆者が考えているところの，築城当初からの城中の中枢部――現四王寺集落付近――の一部分を成していた可能性も考えねばならないかと思われる。

尚，今次調査での重要な発見に，本文中でも述べた如く，周囲掘立柱建物の掘立柱穴の更に外側に作業の際の足場穴と見られるものの検出がある。これは，これまで若干のそれらしきものもあったが，今回の発見は調査面積を広くした結果でもあり，今後調査の大きな指針となった。

2　土塁線の調査についての見通し等

今回初めて行った土塁線の調査結果は既に詳細が述べられているので，これを含めて，今後の調査の見通し等について若干触れてみたい。

大野城における城壁線としての土塁の今までの指摘等は本報告でも触れたように，必ずしも

非常に確率性が高いとは言えない地域がある。それは比較的起伏の多い山容であること，またそのため流失部分がかなり多いという事情による。

確実に土塁線上に位置するものであると断言できるのは，太宰府口城門，水城口城門，大石垣，北石垣，百間石垣，屯水石垣，そして今回調査の地区——坂本口城門推定地等に接続するか，又は実際に版築，土塁としての高まりがある場所であって，その他に城全体として土塁線推定地であっても急峻な斜面や，平坦地をも含んだものであり，それらの個所については，現在毎年次行っている伐開事業の際にとまどい，指摘されることすらある。したがってこれら，不確実な可能性のある地域の調査を行うことにより，本年度調査のようなたとえ小規模範囲であっても，多少の差はあれ修正していくことが必須となって来よう。このことは，「城」の意味が，壁を主体としたものとの解釈からも実施せねばなるまい。

本年度行った調査では，岩盤を削り出した土塁，比較的厚い積土を行った土塁を検出した。この他に，現在までに版築を行った部分も判明している個所がある。このうち版築は百間石垣の一部，北石垣でも確認されており，版築がかなり広範囲に行われていた可能性がある。したがって大野城の土塁と一口に言っても，細かく分類すると，三種類はあることになり，更に推測すると，急峻な両側を持つような狭い尾根では特別な工程を経ずそのままの状態の自然地形を利用している場所も考え得る。

又，土塁幅についても，その頂部幅で5m前後を推定することもできる（横田義章「大野城と基肄城」『佛教藝術』146号　1983)ものの，発掘調査等で確かめられたものではなく，推定の域を出てはいない。これも今後の大きな課題であるのはもちろんである。

次に，城門についてである。城門は今回，坂本口城門推定地について行った調査では，現礎石の残る位置が本来の位置をそれほど動かないものではないかとの考えが示されているが，この他の城門については，現在門礎が存在，又は発見されている，太宰府口，水城口，百間石垣部での位置はまず動かないものと考えて良い。

ところが，これら各地点での門礎の据え付け方や，その個々の種類には三種，細部で観察すればよりさまざまな相違が認められ，これには，礎石の側を半円形にくり抜いた「掘立柱用と考えられるもの，礎石上に円座を掘り凹めたもの，方及至長方座をくり抜いたものなどあり，これらを時期差と見るならば，百間石垣では三回，太宰府口では2回，水城口，坂本口では1回という単純な結果となる。しかし，このようなものを時期差と見て，城内での建物編年と合わせるならば，礎石の側を半円形にくり抜いた門礎は最も古期のもので，例えばこれは水城口に現在2個残るものは築城初期からあった可能性が生ずる。そして最後までこの掘立柱式が使用されたか，中途で門を閉ざされたかどちらかということになろう。

一方太宰府口では二個の両端門礎の中間列石中に1個の門礎が使用されており，時期的に新しく使られたものか，改修なのかが問題となり，更に，この両端門礎の外側部に石垣が被るこ

とから，この石垣は明らかに後世のもので城門以後，すなわち，おそらく大野城廃絶後のものと考えて良いであろう。

又，百間石垣では三種の門礎があり，これは，改修を示すものとの推定が可能である。ただし，その位置が具体的にどこに存したかについては不明であり，流失部が大きく追求はかなり困難であろう。けれどもこの周辺から四王寺集落にかけての旧道がごくわずかに残っているようであり，この詳細な研究により推定が可能になるかもしれない。

水門は屯水石塁に１ケ発見されているが，太宰府口城門に続く谷の石塁での水門調査も必要となろう。また，現在迄に判明している前記石垣の他に，いわゆる小谷間を埋めたような石垣がいくつかありこの詳細な研究もせねばなるまい。

坂本口土塁調査の報告でも述べたが，土塁に伴う，いわゆる望楼的などの施設も，今回調査では発見できなかったが追求されねばならないことはいうまでもない。

最後になったが，今までも土塁，石垣の各所に見られた，版築や，土塁に伴うと見られる掘立柱等の調査も，土塁調査の折に土塁両側を広く調査し，いわゆる神籠石式山城のものとの比較検討がされることも一つの課題である。

以上，今思い付くまま記してきたが，ごく粗雑に考えても以上の如き様々な問題点が浮んでくることからも，約6.5kmと言われる土塁及びその内側の南・北方面にある内部土塁を含めて，未知の部分が多すぎるという感想を締めくくりの言としてこの項を終りたい。

付　大野城関係主要史料・文献

（四王寺関係史料を一部加えたので，綱文と引用部分の一致しないものがあることをお断りしておく。）

1　天智４年（665）８月　　筑紫に大野城および椽（基肄）城を築く。

日本書紀　天智天皇４年８月条

遣達率答炑春初築城於長門国，遣達率憶礼福留，達率四比福夫於筑紫国築大野城及椽二城。

日本紀略　　天智４年８月条

築城於長門国，遣使於筑紫国大野及椽二城。

2　天智９年（670）２月　　筑紫に城２を築く。

日本書紀　　天智天皇９年２月条

（前略），又築長門城一，筑紫城二。

3　文武２年（698）５月25日　　大宰府，大野城などを繕治す。

続日本紀　　文武天皇２年５月甲申条

令大宰府繕治大野，基肄，鞠智三城。

4　宝亀５年（774）３月３日　大宰府，四王院（四天王寺，四王寺）を建立す。

扶桑略記　　宝亀５年是歳条

太宰府起四王院。

類聚三代格（ママ）　巻第２　造仏々名事

太政官符

応奉造四天王寺埏像四軀事　各高六尺

右，被内大臣従二位藤原朝臣宣偁，奉勅，如聞，新羅兇醜不顧恩義，早懐毒心常為咒咀，仏神難誣慮或報応，宜令大宰府直新羅国高顕浄地，奉造件像攘却其災，（後略）

5　延暦20年（801）１月20日　大野山寺の四天王法を停む。

類聚国史　巻第178　仏道５　修法　延暦20年正月癸丑条

停大宰府大野山寺行四天王法，其四天王像及堂舎法物等並遷便近寺。

6　大同２年（807）12月１日　　四王院を旧に復す。

類聚国史　巻第180　仏道７　諸寺　大同２年12月甲寅条

大宰府言，於大野城皷峰，興建堂宇，安置四天王像，（中略），其像并法物等，並遷置筑前国金光明寺畢，其堂舎等，今猶存焉，（中略），伏請，奉遷本処者，許之。（後略）

7　大同４年９月12日　大宰府をして四天王法を行わしむ。

類聚国史　巻第178　仏道５　修法　大同４年９月乙卯条

復令大宰府於大野城皷峯行四天王法。

8　弘仁２年（811）２月25日　四天王寺に釈迦像を造る。

日本後紀　弘仁２年２月庚寅条

於大宰府皷岑四天王寺，造釈迦仏像。

9　弘仁11年３月４日　　観世音寺講師をして四王寺悔過を修せしむ。

平安遺文　第4900号　弘仁11年３月４日大宰府牒案

府牒　観世音寺

応四王寺悔過預彼寺講師事

牒，（中略），府依符旨，比年奉行，然今道證解任但去，仍令其替講師勤覚遵行其法，此則別国之時，国司掌城之日所行事矣，府今商量件悔過(ママ)法，始去宝亀五年行之，而依太政官去延暦廿年正月廿日符停止此法，即其像移属筑前国金光明寺畢，此則府帯国之日所為也，今件寺在大野城中，彼城且付府已了，然則事須停止，（後略）

10　天長３年（826）11月３日　大宰府の兵士を廃し，選士・衛卒を置く。

類聚三代格　巻第18　統領選士衛卒衛士仕丁事

太政官府

応廃兵士置選士衛卒事

（中略）

衛卒二百人

右，同前奏状偁，此府者九国二嶋之所輻湊，夷民往来，盗賊無時，追捕拷掠可有其備，加以兵馬廿疋，飼丁，草丁，貢上染物所，作紙所，大野城修理等，旧例皆以兵士宛，今商量，置此二百人，宛件雑役，以年相替，免調庸及給粮塩資丁一同仕丁。

以前，正二位中納言兼右近衛大将春宮大夫良岑朝臣安世宣，奉勅，依奏廃置，（中略）

天長三年十一月三日

11　承和７年（840）９月20日（23）日　　大宰府の大主城一員を廃して，主厨・主船各１員を置く。

続日本後記　承和７年９月壬辰条

（前略），廃大宰府大主城一員，更置主厨主船二員。

類聚三代格　巻第５　加減諸国官員并廃置事

太政官謹奏

廃品官一員

大主城　一員　正七位上官

右，検案内，依去弘仁十四年正月廿九日論奏，停主厨主船，始置主城二員，而今得大宰府解偁，自停主厨以来，例貢御贄并諸供具事触類多闕，望請，省主城置主厨，令各

得其所者，伏望，省大主城，永定一員，但官位為正八位上官。（中略）

以前，大宰大弐従四位上南淵朝臣永河等所請如件，夫観時革制為政之要枢，論代立規済民之本務，是以明王馭俗術非一途，哲后治邦豈拘膠柱，臣等商量廃置如右，伏聴天裁，謹以申聞，謹奏，

承和七年九月廿三日

12　仁寿元年（851）５月24日　　延暦寺僧円珍，入唐のため大宰府に致り，四王院に止住す。

平安遺文　第4482（4492カ）号　貞観５年11月13日円珍奏状

十禅師延暦寺前入唐求法伝燈大法師位円珍謹言

請准旧例給求法公験事

右円珍伏以，（中略），嘉祥四年四月十五日，辞京赴向大宰府，五月廿四日得達前処，以無便船，便寄住城山四王院，蒙賜月粮，□□□□□□朝臣有蔭，筑前□□□位上紀朝臣
（大宰少監藤原ヵ）　（介正六ヵ）

愛宕麻呂，勾当其事，（後略）

13　貞観12年（870）５月２日　　大宰府の府庫および大野城の器仗を交替検定せしむ。

類聚三代格　巻第18　器仗事

太政官符

応交替検定府庫器仗事

右，参議従四位上行大弐藤原朝臣冬緒起請偁，府庫器仗，依延暦年中官符旨，永為不動，爾後雖年析修理，頗有其数而年代久遠，損壊不少，加以，甲冑等時有盗失，既為不動，未得趣開，因茲，嘗加検封，不得計知，望請，使権少弐従五位上坂上大宿祢滝守殊為朝使，依（輒カ）旧検定修理損物者，仍検太政官延暦十八年十月二日符，応交替分付条云，件器仗，宜割元日威儀析，安置別倉，毎年宛用，自余兵為不動，但破損物須修理，宜一任之内，四度析置一少倉，限内修了，返納之事，申官待報符，不得寄言不動，致有破損者，右大臣宣，奉勅，元日威儀析安置別倉，毎年宛用，自余兵為不動等事，一依先符，但雖不動，理須附領，故先符云，不得寄言不動致有破損者，而時有盗失，不得輒開，嘗加検封，無由計知，可謂先任吏等不熟符旨之所致也，宜前後之司交替検定，破損之物随即修理，又修理年析須前司修理之物，後司交替之次，便即検納，新司応修之析，細選尤損之物，同以下宛，立為恒例，不労言上，大野城器仗亦宜准此。

貞観十二年五月二日

延喜交替式

凡太宰府庫并大野城器仗，前後司交替検定之日，破損之物修理，其修理，前司修理之物後割交替之次，便即検納，新司応修理之析，細選尤損之物下充。

14　貞観18年（876）３月13日　　大野城衛卒の粮米は，旧に依り，城庫に納めしむ。

類聚三代格　巻第18　統領選士衛卒衛士仕丁事

太政官符

応大野城衛卒粮米依旧納城庫事

右，参議権帥従三位在原朝臣行平起請偁，被太政官貞観十二年二月廿三日符偁，参議従四位上行大弐藤原朝臣冬緒起請偁，除五使粁之外，庸米并雑米捴納税庫，毎月下行，若非有判行，輒以下用，監当之官准法科罪者，官符之旨固有宜然，但至于件城，々辺人居，或屋舎頽毀，或人跡断絶，仍問城司等，申云，此城衛卒卌人，粮米毎月廿四斛，　元来納城庫，爾時城庫辺百姓等，逐往還之便，求売買之利，従納税庫以来，　人衆無到，　売買失術，百姓逃散，惣而由此者，夫守城在人，聚人在食，望請，件粮米特納城庫者，右大臣宣，奉勅，依請。

貞観十八年三月十三日

15　延喜５年（905）10月１日　　観世音寺資財帳なる。

平安遺文　第194号　筑前国観世音寺資財帳

（表題）
延喜五年資財帳　在庄〻惣目録

（中略）

山章

（中略）

御笠郡　大野城山壱処

四至　従寺以北限大野南牖辺遠賀門下道，東限大野□□川，南限路，西限松岳并学処東小路，南限大野（ママ）

（中略）

以前，観世音寺延喜五年資財帳，依例勘造，付朝集使　□　助従八位上少野（小カ）朝臣常実申上如件，以解。

延喜五年十月一日　　（署名略）

補１．養老２年（718）　養老律令なる。

衛禁律　越垣及城条

凡越兵庫垣及筑紫城，徒一年，（中略）曹司垣杖一百，大宰府垣亦同（後略）

職員令，大宰府条

（前略）大工一人 掌城隍・舟楫・戎器・諸営作事，少工二人 掌同大工。（後略）

16 「太宰府旧蹟全図」（南）（北）作者不詳，大野城跡はこのうち「北」図に含まれている。原本作成は文化３年（1806），写本（現存）は文化９年（1812）。
17 島田寅田郎「大野城」『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書』第２輯所収　昭和２年
18 長沼賢海「大野城および四王寺遺跡」『同上』第６輯所収　昭和６年
19 鏡山　猛『大宰府都城の研究』1967
20 鏡山　猛「朝鮮式山城の倉庫群について」『九州大学文学部創立四十周年記念論文集』1964所収（のち『九州考古学論攷』1972所収）
21 小田富士雄「古代の大宰府四王院」1968『九州史研究』1977所収
22 高倉洋彰「再発見された太宰府旧蹟全図」上・下『ふるさとの自然と歴史』1979 101，102所収
23 倉住靖彦「天智四年の築城に関する若干の検討」『九州歴史資料館研究論集７』1981所収
24 横田義章「大野城と基肄城」『佛教藝術』146号　1983所収
25 「大野城跡発掘調査－増長天・鏡ヶ池地区」『九州歴史資料館年報』昭和48年度所収
26 「大野城跡（百間石垣）の調査と環境整備」『同上』昭和49年度所収
27 『特別史跡大野城跡』（大石垣・八ッ波地区建物跡）1976　福岡県教育委員会
28 『同上』Ⅱ（八ッ波・猫坂地区建物跡）1977　同上
29 『同上』Ⅲ（主城原地区発掘調査概報・環境整備概要…１）1979　同上
30 『特別史跡大野城跡－環境整備事業実施報告書』1978　同上
31 『特別史跡大野城跡』Ⅳ（主城原地区・北石垣発掘調査概報…２）1980　同上
32 『同上』Ⅴ（主城原地区第４次・村上地区第１次発掘調査概報）

図　　版

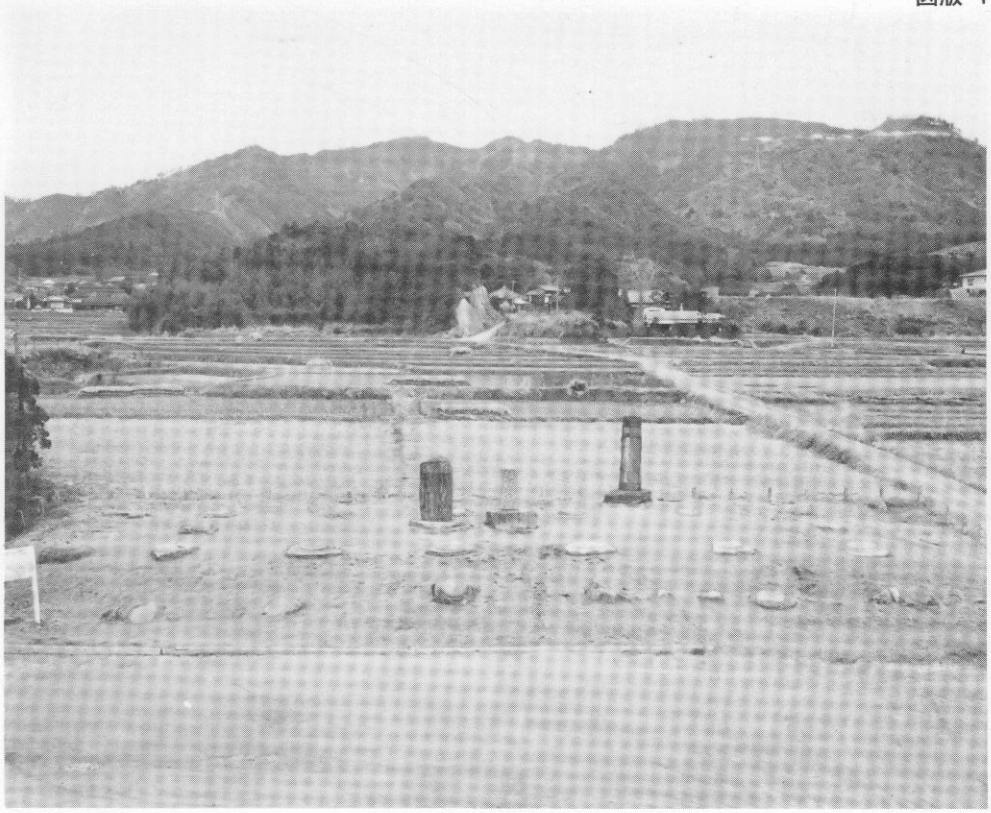

大野城跡全景（大宰府政庁から）

同　上（水城側から）

図版 2

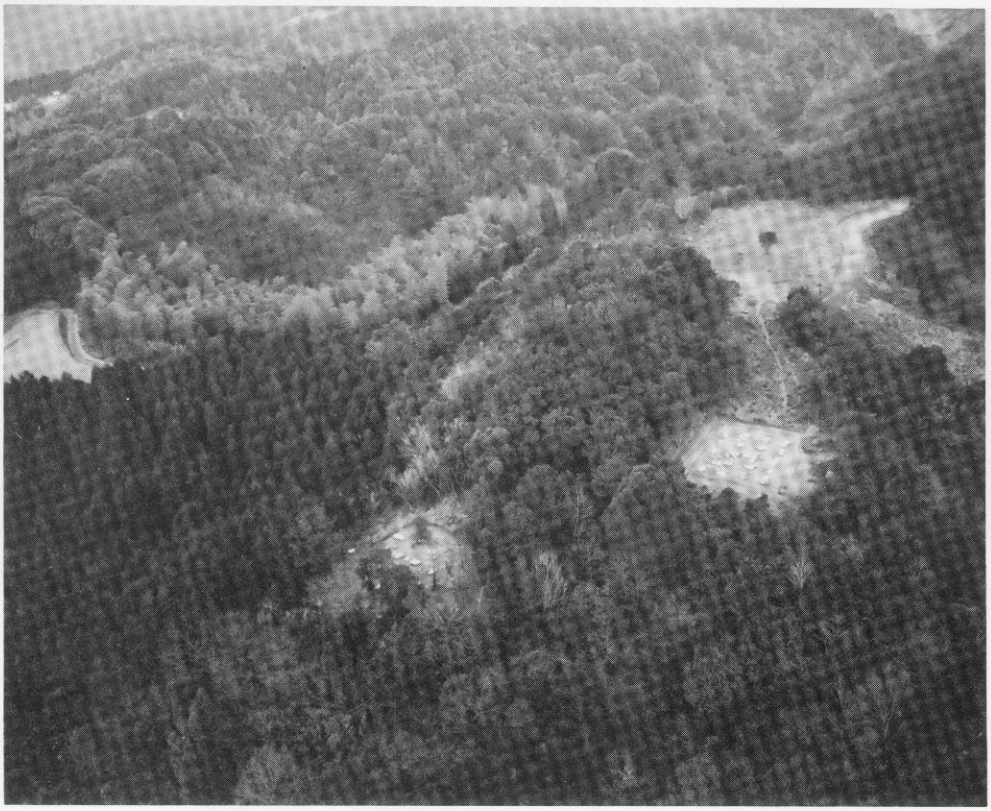

村上地区 全景

同 上　SB096(手前)　SB095(先方,昨年度調査)

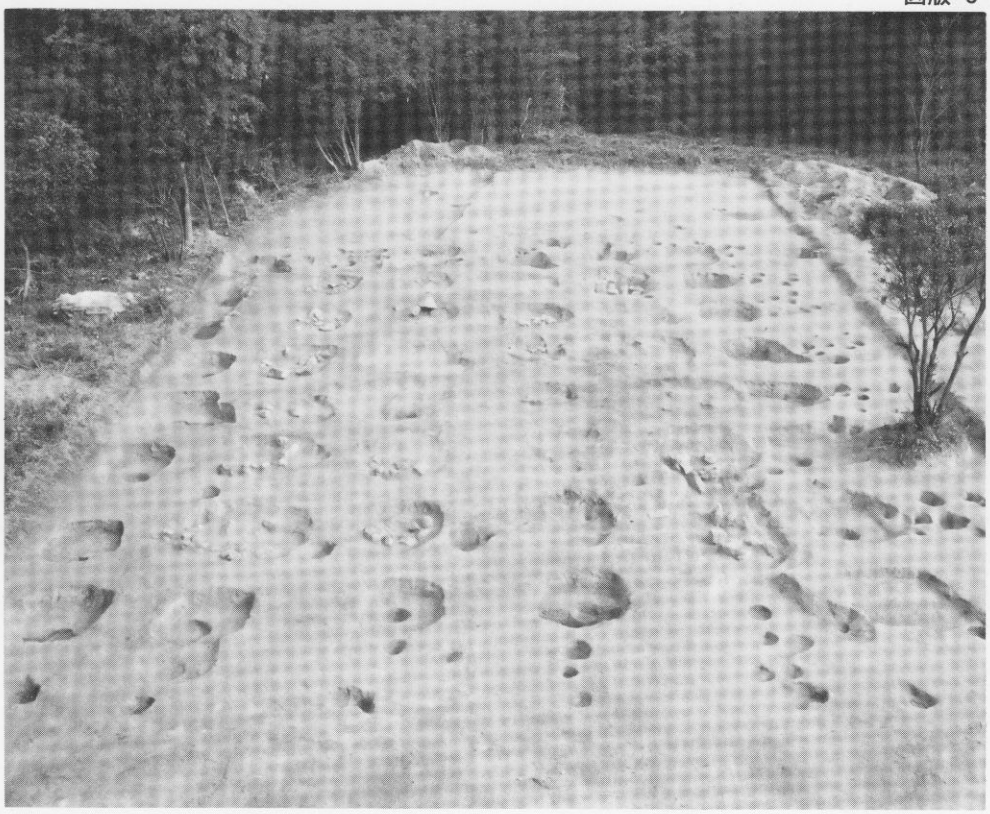

村上地区　SB096 全景

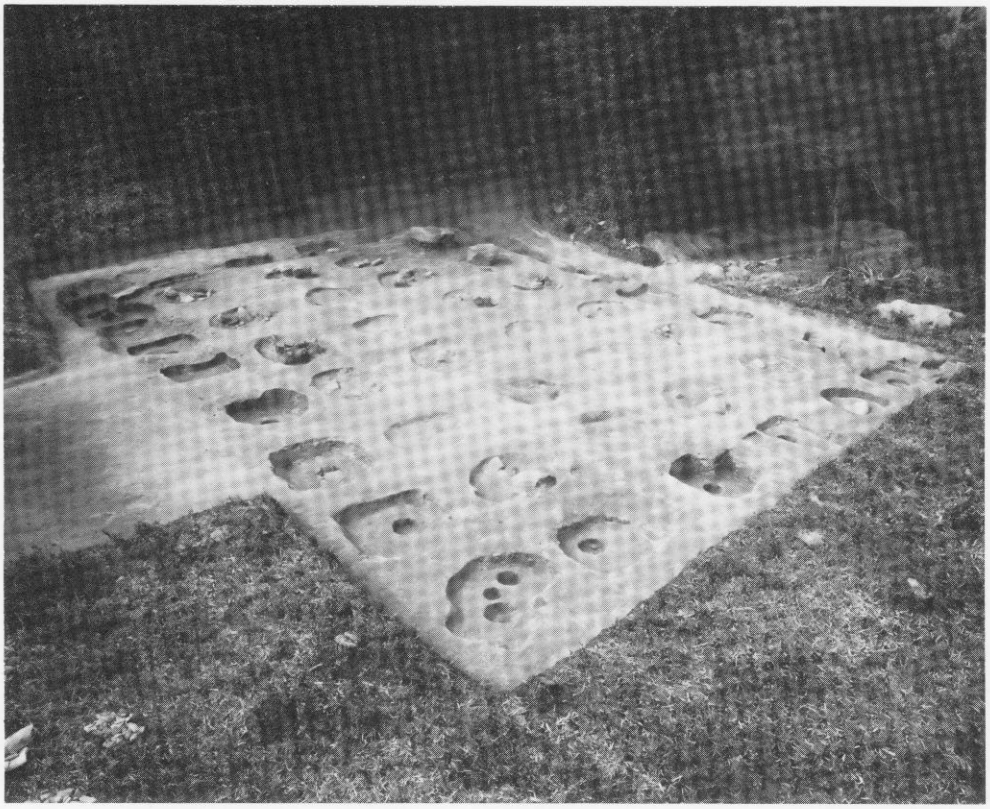

同 上　SB095 (昨年度調査)

図版 4

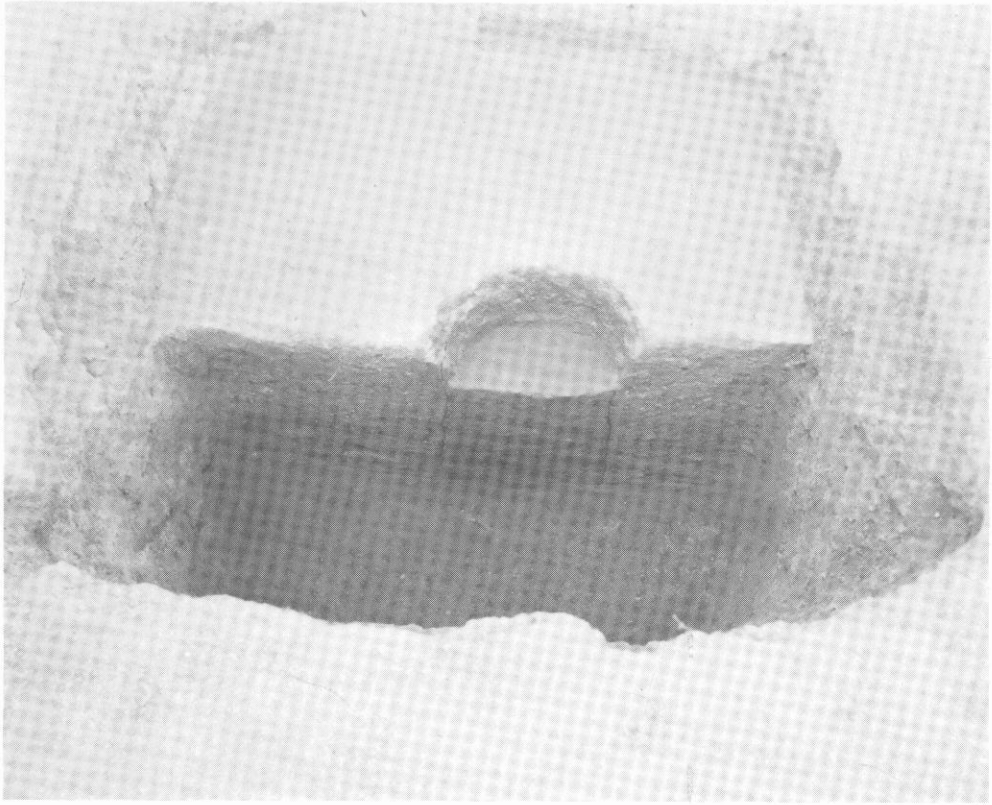

村上地区　SB096周囲の掘立柱穴

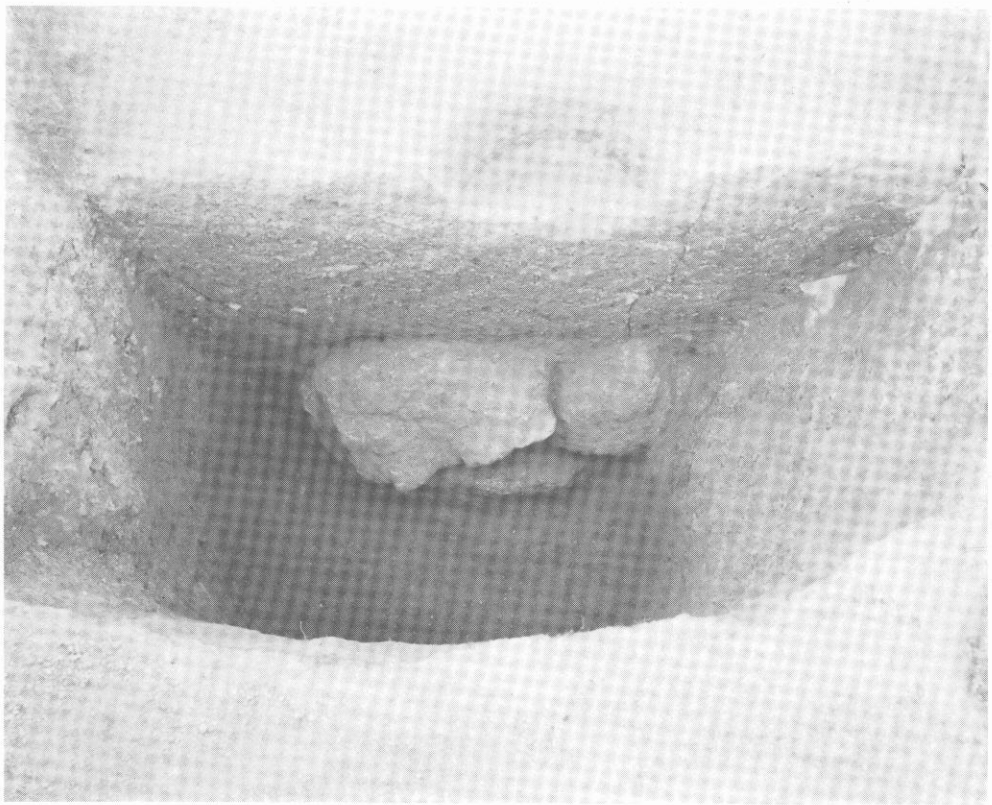

同　上

村上地区　SB093（昨年度調査）

同上　SB094（昨年度調査）

図版 6

坂本口土塁　Aトレンチ　SD140(手前)　SD135(先方)

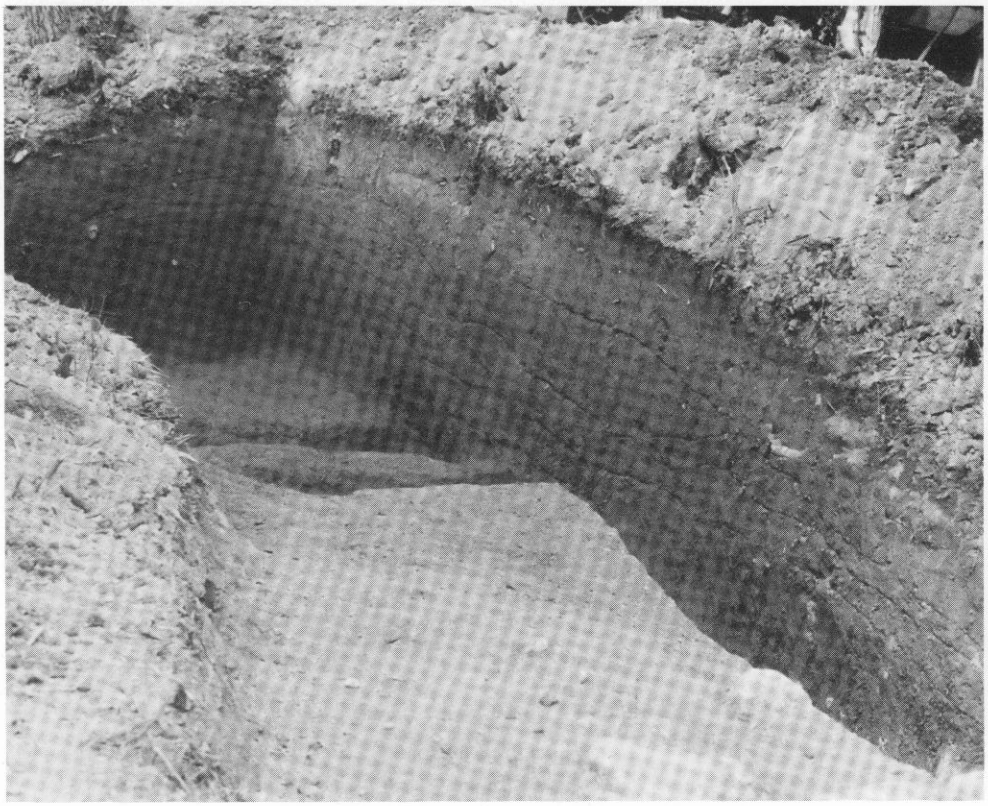

同 上　土層と溝

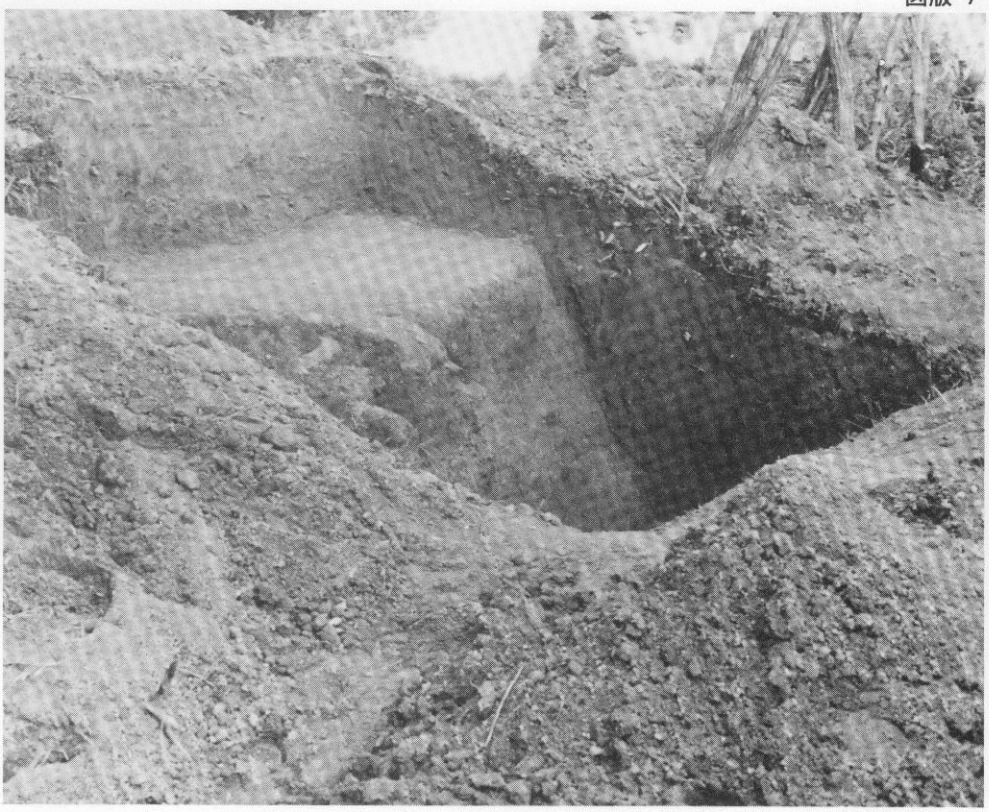

坂本口土墨 Bトレンチ　地山削り出し土墨　SA 130

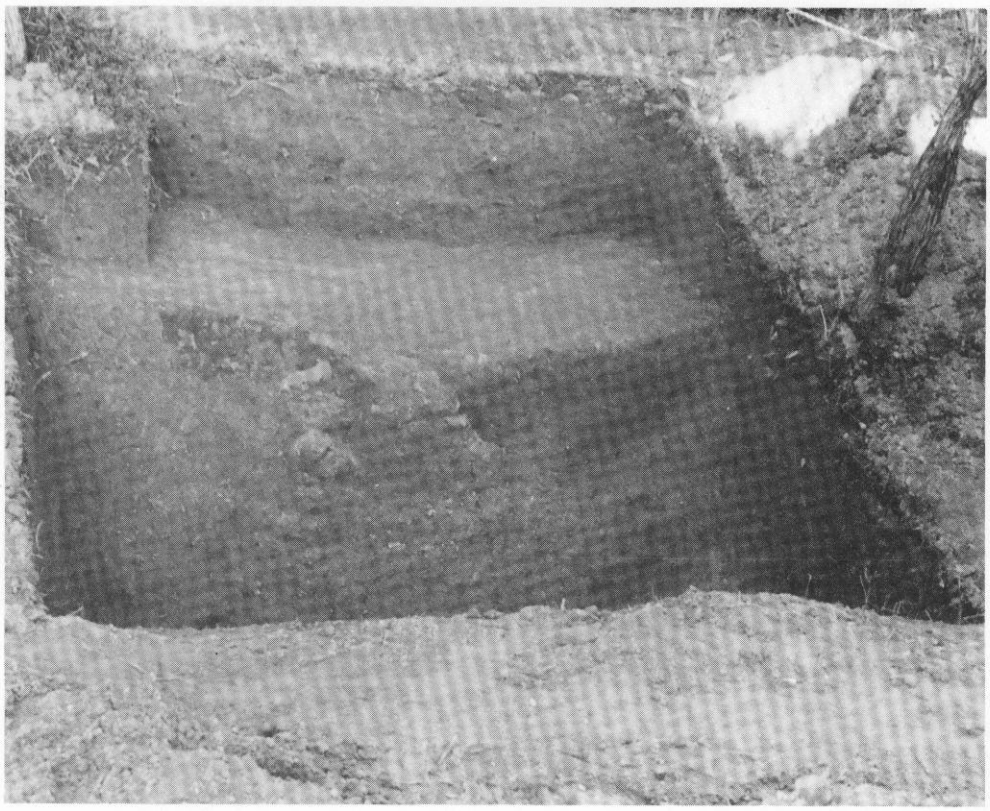

同　上

図版 8

（上）坂本口土塁Bトレンチ掘削痕

同上 土層状況

坂本口土塁　旧推定土塁

坂本口土塁調査地点の下方に残る門礎

図版 10

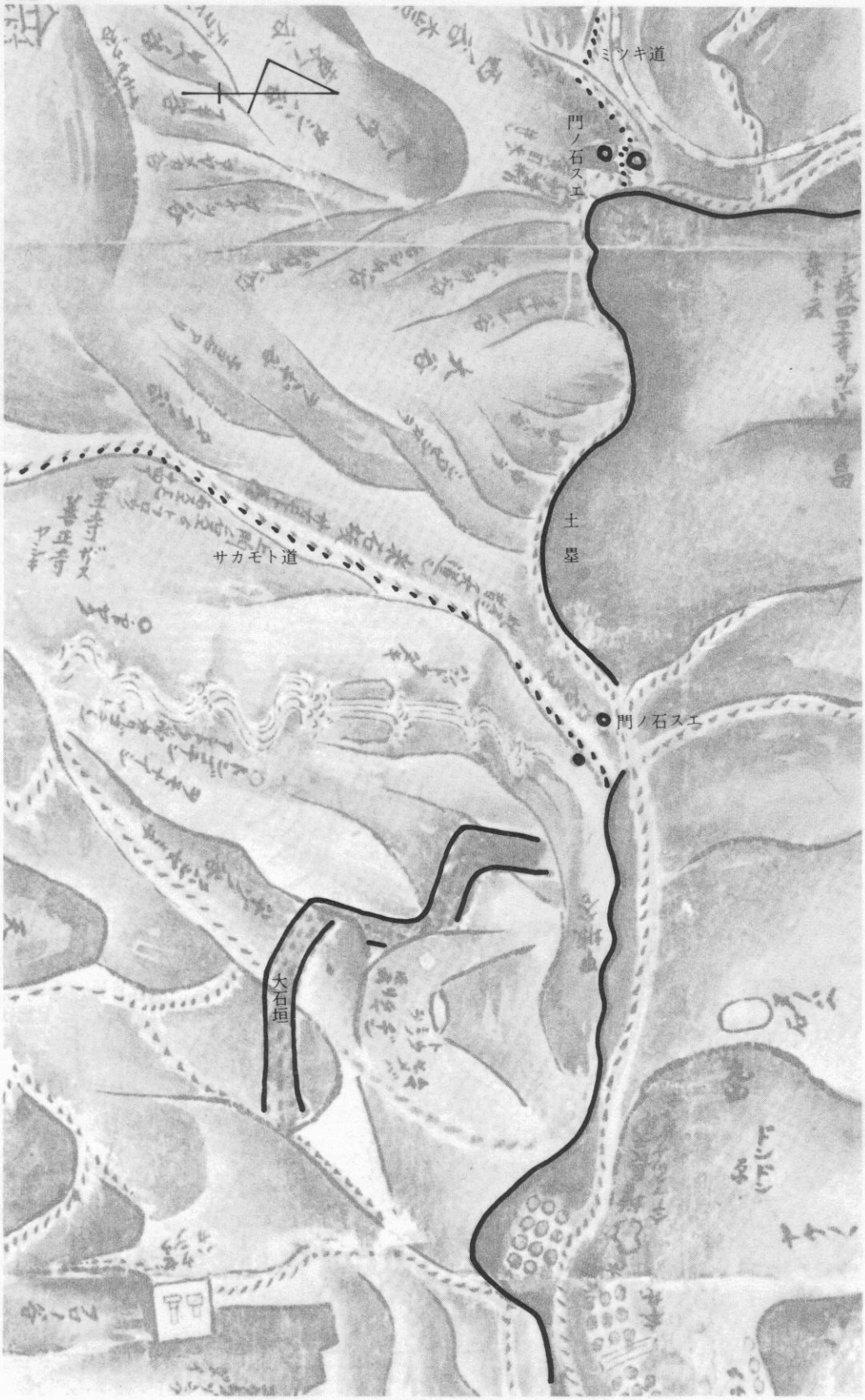

太宰府旧跡全図(部分)

図版 10

太宰府旧跡全図（部分）

特別史跡　大野城跡Ⅵ

村上地区（第２次）・坂本口土塁発掘調査概報

昭和58年３月31日

発行　福岡県教育委員会

福岡市博多区東公園１－１

印刷　栄光印刷株式会社

福岡市東区箱崎下入道８００